

人権感覚は

家庭

・ 地域

・ 学校

・ 職場

から

第47集

だれもが安心して暮らせるユニバーサル社会の実現を!

みんなの

しあわせの  
ために



明石市

# 「みつめよう わたしたちのまち」

\* このマップには、すべての人が暮らしやすいまちをつくる上で、すぐれているところや、気をつけなければいけないところがあります。一緒に考えてみましょう。

1

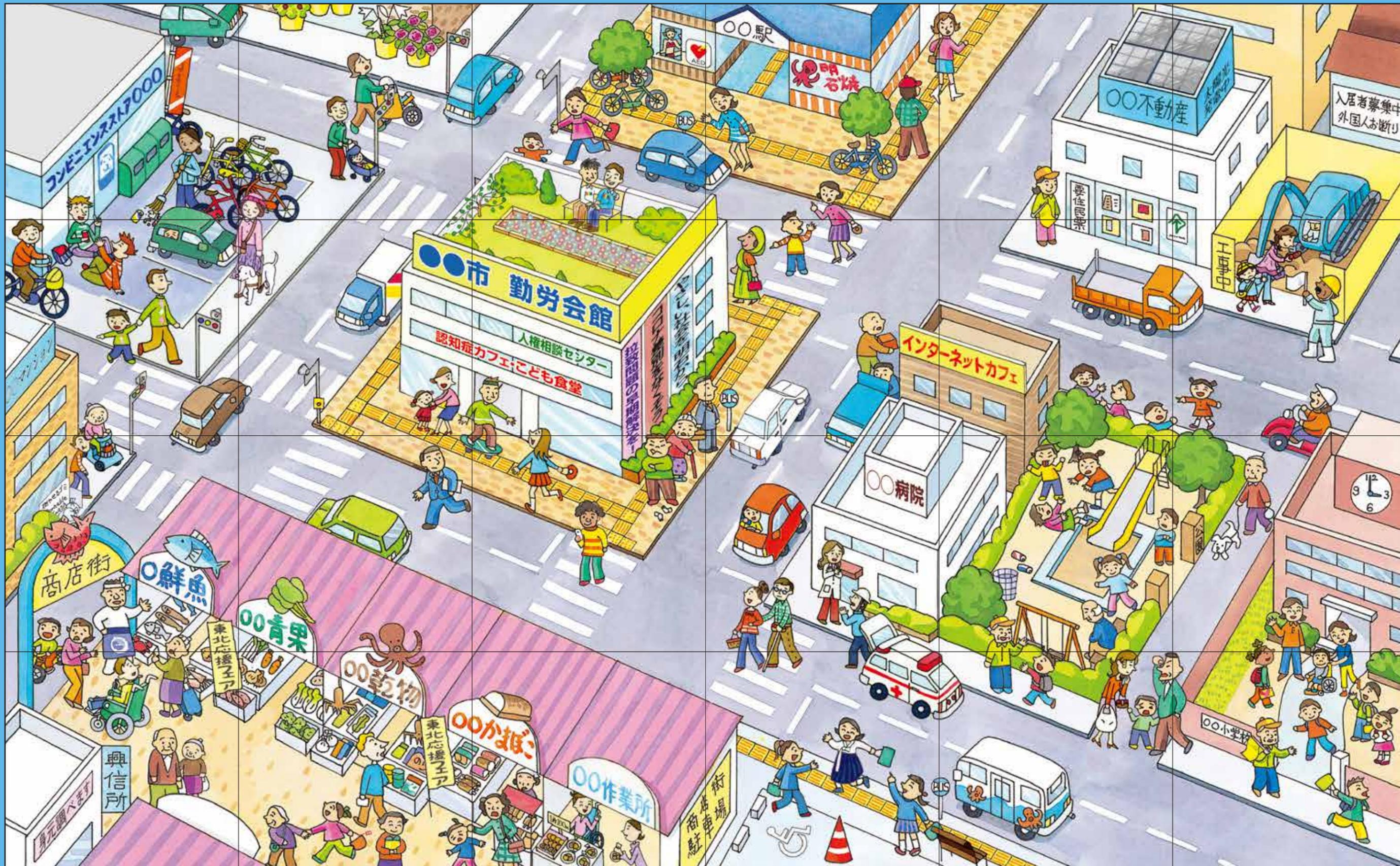
2

3

4

5

6



1

2

3

4

5

6



# やさしい社会をつくるのは、 私たち一人ひとり

人権とは、命が大切にされ人間らしく生きる権利を意味します。お互いが尊重され支え合い、安全に暮らすことができる社会でこそ、人間らしく生きることができます。

私たちの暮らす社会での出来事は、自分には関係のないことがほとんどのように感じます。しかし、自分には関係ないと言い切って大丈夫でしょうか？お互いが尊重され支え合う社会では“ひとごと”ではなく“わがごと”として考えることが大切です。

やさしい社会は、一人ひとりの人権が守られていることによって実現します。人権を考えることはまちづくりを考えることにもつながります。人権研修会などの機会に、さまざまな意見や考え方を受け止め、実際に体験したり行動したりすることで、人権についてみんなで考えていきましょう。

## 「みんなのしあわせのために」

人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権思想の普及高揚と豊かな人権感覚を築くことを目的に作成しています。



### 活用のポイント

#### ●気づいて

**人権マップ**・・・人権感覚を高めるためには、すぐれているところ、気をつけなければならないところに気づくことが大切です。

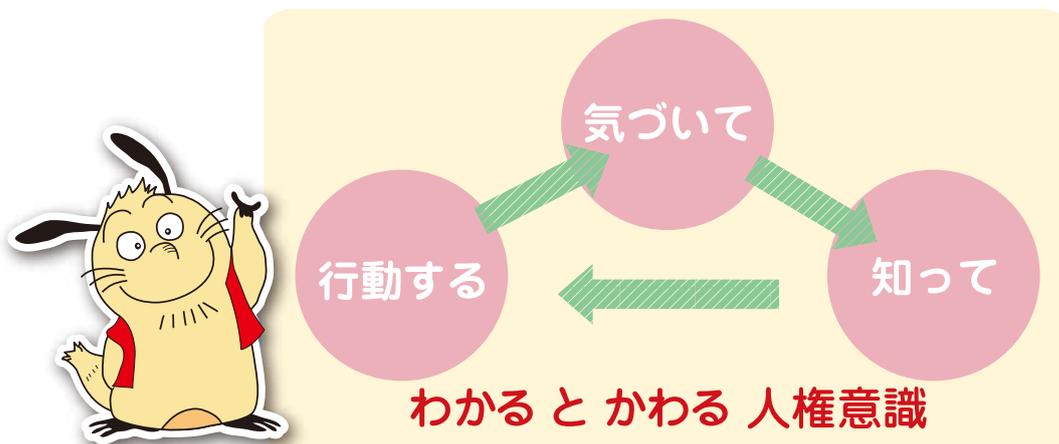
#### ●知って

**人権問題の重点分野**・・・女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、性の多様性の尊重などの分野でそれぞれの現状などを紹介します。

**新たな人権問題**・・・社会の変化によって、これからは新たな人権問題が生まれ、明らかになったりする可能性があります。さまざまな課題についても考えてみましょう。

#### ●行動する

**あなたのくらしをサポートします**・・・それぞれの分野において、相談窓口を紹介しています。





# 仕事も家庭も自分らしく



日本の、6歳未満の子どもがいる夫婦について、妻が家事・育児等に費やす時間は1日あたり平均で約7時間30分ですが、夫が費やす時間はどれくらいでしょう？

- ア. 約1時間
- イ. 約3時間
- ウ. 約7時間

内閣府男女共同参画局『ひとりひとりが幸せな社会のために』（令和2年度版データより）

## 男女の役割分担を考えてみませんか？

### 子育て



右下のグラフは、「女性に関することで、人権上、特に問題があると思うこと」という問いに対する回答です。

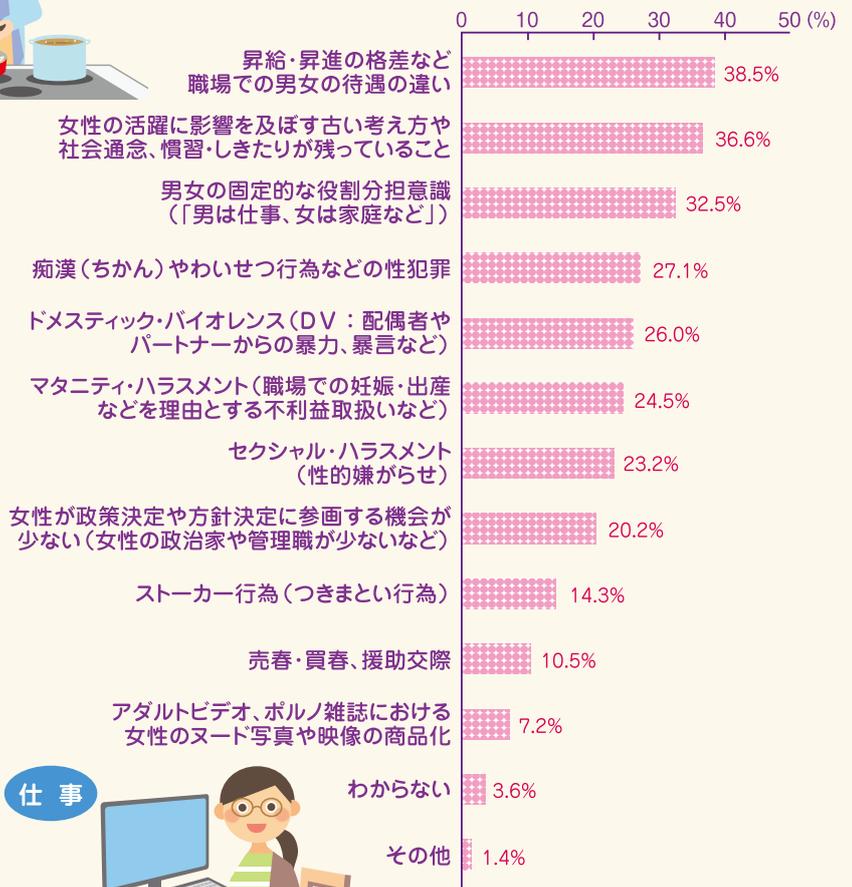
「昇給・昇進の格差など職場での男女の待遇の違い」が4割近くを占め最も高く、次いで「女性の活躍に影響を及ぼす古い考え方や社会通念、慣習・しきたりが残っていること」、「男女の固定的な役割分担意識（男は仕事、女は家庭など）」となっています。

### 家事



### 女性の人権で問題があると思うこと

明石市「人権・男女共同参画に関する市民意識調査（令和2年3月）」より



「男性が家事や育児をするのは当たり前」こういった考え方は、若い世代を中心に浸透しつつあります。

女性活躍の実現のためには、働き方改革（長時間労働の是正、フレックスタイムやテレワークなどの柔軟な働き方の実現）や男性の家事・育児への積極的な参画が必要です。ライフステージに応じた柔軟な働き方ができる、家庭や地域に十分関わることができる、安心・安全な生活ができるなど、暮らしやすい社会の制度や仕組みをつくることは、同時に女性も男性もすべての人にとって暮らしやすい社会をつくることでもあります。

性別の固定観念にとらわれることなく、女性も男性も輝ける社会をつくっていきましょう。

### 仕事





## 地域で育む大切な命



就学前の子育てで、保護者が日常悩んでいるとの回答が一番多かったのは何でしょう？

- ア.教育のこと
- イ.叱り方や接し方(しつけ含む)
- ウ.子育ての経済的負担
- エ.親同士のつきあい

第2期明石市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査（2019年調査）より

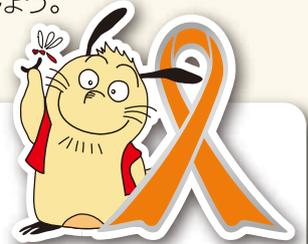
### 子育てを応援しましょう

市内には親子だけで住んでいる核家族世帯に加え、転居してきたばかりで情報がなく困っている家庭、子育ての不安や悩みを打ち明けることのできない家庭もたくさんあります。こうしたなか、子どもにかかる虐待や事故などを未然に防止するには、子育て家庭が孤立しないよう、地域の中でつながり、助け合う環境を構築することが大切です。まちの未来である子どもを地域みんなで育み、支え、子育てを応援しましょう。



#### オレンジリボン運動 をご存知ですか？

「子ども虐待防止」の象徴として「オレンジリボン」を広める市民活動です。地域ぐるみで子どものすこやかな育ちを見守りましょう。



### 子どもにまつわるあらゆる相談に応じる明石こどもセンター

明石こどもセンター（児童相談所）は、2019年4月にオープンした子ども・子育て家庭を総合的に支援していくための専門機関です。児童虐待に関することも含め、子どもの育ちに関する様々な悩みなどについて、気軽にご相談ください。

#### ●相談事業

- ・子ども自らの悩みや困りごとの相談
- ・育児・しつけ、不登校の相談
- ・子どもの性格や行動、非行の相談
- ・育児疲れ

#### ●子どもの発育や発達、療育手帳の交付

- ・言葉の遅れなど子どもの発達に関すること
- ・心身の障害がある場合の発達や施設入所に関すること

TEL 918-5097

FAX 918-5128（明石こどもセンター代表）

soudan24@akashi-kosodate.jp

#### ●虐待通報・対応（電話のみ）

- ・虐待相談ホットラインに関すること
- ・全国共通ダイヤル189に関すること

TEL 918-5726（虐待相談ホットライン）

※3桁ダイヤルの189も同じところにつながります。

#### 身体的虐待

子どもの身体に外傷が生じるような暴行を加えること。  
殴る、蹴る、火傷を負わせる、溺れさせる等

#### 性的虐待

子どもにわいせつな行為をしたり、させたりすること。  
性的行為の強要や、ポルノグラフィの被写体にする等

#### 心理的虐待

子どもに著しい心理的な傷を与える言動を行うこと。  
言葉による脅迫、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの前で家族等に暴行を加える等

#### ネグレクト(育児放棄)

子どもの心身の正常な発達を妨げ、保護者としての監護を怠ること。  
食事を与えない、衣服が不衛生、治療を受けさせない等



# 支えあい、安心して暮らせる地域に



認知症の人の気持ちを表しているのは、次のうちどれでしょう？

- ア. 特別扱いをされたがっている
- イ. 本人は症状の自覚がなく、心配や不安な気持ちは一切ない
- ウ. 表情や会話が乏しくなったことに伴い、感情や自尊心もなくしている
- エ. 出来ていたことができなくなり、おかしいと感じている

認知症のキホン もの忘れが気になったら読むガイドブック（明石市）より

## いつまでも住み慣れたまちで

### 認知症とは？

認知症とは、認識したり、記憶したり、判断したりする力が病気により減退し、社会生活に支障をきたす状態のことです。決して他人事ではなく、年をとれば誰にでも起こりえる身近な病気です。

### 認知症の人の気持ち

症状の進行により記憶が途切れがちになっても、認知症の人の心は豊かに生きています。気持ちを言葉でうまく表せないことがあります。楽しい、うれしい、感謝の気持ち、怒りや悲しみ、悔しさなど、その想いは変わりありません。また、人生において培ってきたその人なりの価値観や人格を持ち続けています。認知症により戸惑う本人の声を聞き、気持ちを理解し、やさしく接することが大切です。

●認知症になっても、「その人らしさ」を大切に接し方を。

## 認知症の人への対応の心得 “3つの「ない」”

1.驚かせない

2.急がせない



3.自尊心を  
傷つけない

認知症のことを知って、「認知症サポーター」になりませんか？  
認知症サポーター養成講座を無料で開催しています。





## つながりあってともに生きる



盲導犬についての説明として正しいのはどれでしょう？

- ア. 手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートする
- イ. 見えない、見えにくい人が安全に歩けるようサポートする
- ウ. 聞こえない、聞こえにくい人に必要な生活音を知らせる

(厚生労働省ホームページより)

## 障害者差別の解消にむけて

### ●「障害のある人」は、「自分とは違う特別な人」ではありません

「障害のある人」と聞いたとき、どんなイメージが浮かびますか？  
「障害のある人」は「自分とは違う特別な人」と考えていないでしょうか？  
「特別な人」と思うと、交流するのをためらったり、相手に嫌な思いをさせてしまったり、差別につながるきっかけになることもあります。



身体や心の状態によって、生活の中で不便さや難しいことがあるのは障害のない人も同じです。  
高齢になり体力や機能が低下する人、病気やケガで思いかけず障害のある状態になる人もいます。

### ●合理的配慮ってなに？

日常生活の中で、障害のある人が不便だと感じることや困ることは、少しの工夫や配慮でかえられることもあります。

例えば、私たちがレストランに行ったとき、メニューを見て選び、店員さんを呼んで注文します。  
目が見えない人や見えにくい人はメニューを見て選ぶことはできませんが、店員さんが言葉でどんなものがあるか伝えたり、点字がわかる人には点字のメニューを渡すことで、選んでもらうことができます。



耳が聞こえない人や言葉で話せない人は店員さんに注文したいものを言葉で伝えたり注文内容を口頭で確認してもらうことができませんが、筆談ボードを使ってコミュニケーションをとったり、お互いにメニューを指差したりすることで確認し注文することができます。

このように、障害のある人も障害のない人と同じように過ごせるよう少しの工夫をすることが「合理的配慮」です。



### ●ハードはすぐに変えられなくても、ハートは変えられる

スロープやエレベーターの設置などハード面を整えるのには時間やお金がかかりますが、まちで困っていそうな人を見かけたら「何かお手伝いできることはありますか？」と声をかけ、コミュニケーションを交わすことは今日からできます。

お互いを思いやる気持ちを持って「やさしさあふれるまち あかし」を目指しましょう。



# 正しく理解し差別をなくそう



「部落差別はいまだにあると思う」という項目に、「そう思う」と答えた人の割合はどれくらいでしょう？

ア.約50%      イ.約30%      ウ.約15%      エ.約5%

明石市「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」(令和2年3月)より

## そっとしておけば差別はなくなる？

出自と個人の人柄・能力との関係はありません。ところが、今なお、特定の地域の出身であることを理由にした偏見・差別を受けることがあります。これを「同和問題」といいます。

今もなお部落差別が存在していること、そして、解消すべき問題であることとして、平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。



### Q. あなたは、旧同和地区や部落差別について、どう思いますか？

#### 部落差別はそっとしていれば自然になくなる



■ そう思わない      ■ わからない      ■ そう思う      ■ 無回答

(明石市「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」(令和2年3月)より)

明石市が令和2年に行った意識調査では、「部落差別はそっとしていれば自然になくなる」という項目に40.0%の人が「そう思わない」と答え、一番多い回答でした。ですが、29.8%の人が「わからない」と答えています。この「わからない」と答えた人が、学校や周囲の人たちから正しい知識を得られないまま、インターネットなどで誤った情報に触れたとしたら……。

法務省の「人権擁護機関が把握する差別事例の調査」では、部落差別等に関する人権侵犯事件処理件数のうち、インターネット上で起こった事件の割合は、おおよそ50%に及びます。(平成29年度の件数)

それでも「部落差別はそっとしていれば自然になくなる」と言えるのでしょうか？

今も差別に苦しめられている人がいるのに何もなくてよいのでしょうか。

まずは、学校・地域・職場等で行われている研修会で、正しい知識と情報を得ることから始めてみませんか。そして、差別や偏見のない社会を実現するにはどうすればよいか、一人ひとりがわがこととして考えていきましょう。



# みとめあい、わかりあう

**Q** 明石市の在留外国人の人数は3,501人（2021年1月1日現在）です。5年前（2016年）は2,961人でした。次の人数は5年前と比べて増えた人数です。それぞれこの国か当てはめてください。

ア.481人      イ.42人      ウ.29人      エ.13人  
 韓国      ベトナム      フィリピン      インド      ブラジル

明石市 外国人国籍別人員調査表より

## 共に生きる社会をめざして

私たちが当たり前だと思っていることの中には、世界から見れば、当たり前ではないこともあるようです。



学校からのプリントの内容がよくわかりません。

公共交通機関は、英語の表記が充実しています。



病院や施設などで、外国語の表記などの対応が不十分であること



頭は神聖だから撫でないでね。

文化や生活風習の違いが受け入れられなかったり、その違いから嫌がらせを受けたりすること

就職や職場で不利な扱いを受けること

ヘイトスピーチ（外国出身者に対する不当な差別的言動）による嫌がらせを受けること

日本語がよくわからないことを理由に無視されること

住宅の申し込みや入居で不利な扱いを受けること

年金など社会保障制度で不利な扱いを受けること

学校での対応や支援が不十分であること

投票権が制限されるなど、政治に意見が十分反映されないこと

わからない

本名を名乗りにくく、通称名を使うこと

特にない

自治会等地域社会に受け入れられないこと

知らない人からじろじろ見られること

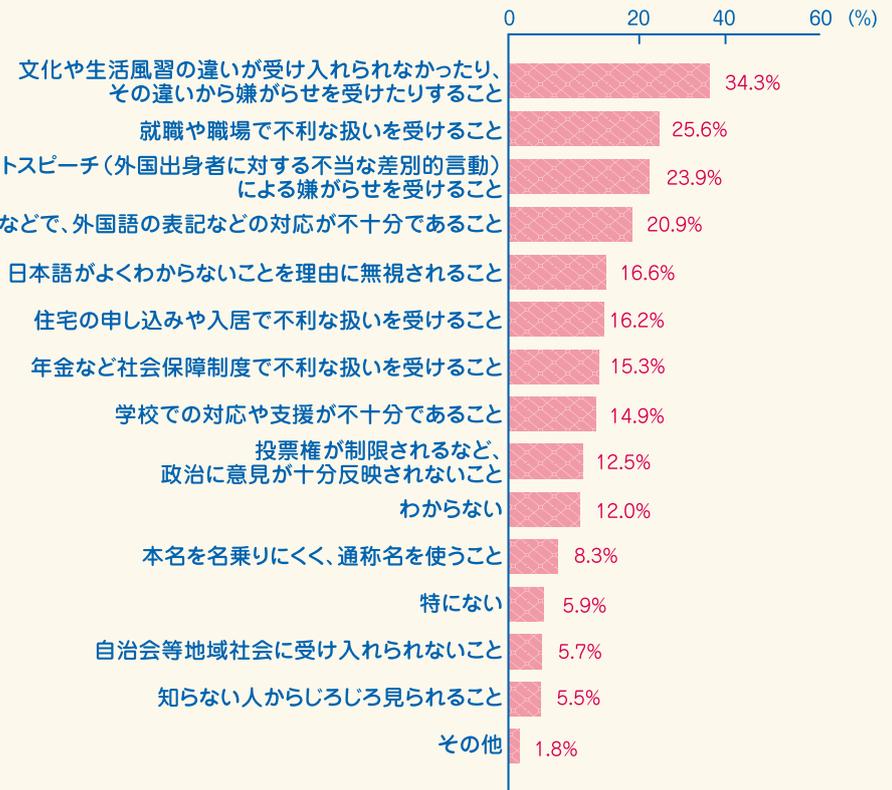
その他

ごみの捨て方がわからず困っています。



日本に居住している外国人に関することで、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか（※3つまで選んでください）

明石市「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」（令和2年3月）より



明石市には9か国語（英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ポルトガル語・スペイン語・インドネシア語・タガログ語・タイ語）のごみ分別マナー啓発チラシがあることを知っていますか？

お問い合わせ：環境室収集事業課 TEL 918-5780





# みんなが自分らしく



同性カップルなどを男女の婚姻に相当する関係だと自治体が認める「パートナーシップ制度」が全国で広がっています。明石市では、従来のカップルのパートナーシップにとどまらず、カップルに子どもがいる場合に子どもも含めて家族の関係にあることを証明する、全国初の「パートナーシップ・( )制度」を2021年1月から導入し、注目を集めました。( )に入るのは次のどれでしょう？  
ア. フレンドシップ イ. ありのままがあたりまえ ウ. ファミリーシップ エ. 多様な家族

自分の性別をどのように認識するか、どの性別の人を恋愛対象にするのかは、他人が決めることではありません。人それぞれちがいます。

エルジーピーティーキュープラス

## LGBTQ+への理解の促進について

### 1. SOGIEとは？

**Sexual Orientation** セクシュアル オリエンテーション  
(性的指向…どのような性別の人を好きになるか、ならないか)  
**Gender Identity** ジェンダー アイデンティティ (性自認…自分の性別をどのように認識しているか)  
**Gender Expression** ジェンダー エクスプレッション (性表現…どのような性別を表現するか)  
以上の頭文字をとって組み合わせたものがSOGIEの由来になります。

SOGIE

### 2. LGBTQ+とは？

**Lesbian** レズビアン (女性同性愛者)  
**Gay** ゲイ (男性同性愛者)  
**Bisexual** バイセクシュアル (両性愛者)  
**Transgender** トランスジェンダー (自認する性と生物学的性別が一致しない人)  
**Questioning** クエスチョニング (自分自身の性のあり方を決められない、決めたくない、分からないなど)  
**+** (プラス) LGBTQ以外の多様な性のあり方を示しています

LGBTQ+

以上の頭文字をとって組み合わせたものがLGBTQ+の由来になります。多数者に対する少数者という意味で、性的マイノリティと言われることもあります。

### 3. 性の多様性を尊重するために

LGBTQ+の人は人口の8%との調査があります。これは、12人にひとりの割合であり、決して少ない数字ではありません。性の構成要素に着目し誰もが当事者であるというSOGIEの考え方を広げ、性の多様性を認め合う社会へと進み始めています。誰もが自分の性のあり方を尊重され「自分らしく」生きられる社会が望まれます。

(出典:「連合 LGBTQに関する職場の意識調査 (2016)」では8.0%、「電通ダイバーシティ・ラボLGBT調査2018」では8.9%)

### ●アライになろう！

自分らしさが大切にされる環境をつくっていくために、「アライ」の存在が鍵になります。英語の「Ally: 同盟・支援の意」が語源です。アライとは、LGBTQ+に寄りそう気持ちを表明して行動する人のことで、LGBTQ+が何か困ったときに頼ったり相談できたりする、心強い「味方」のような存在です。LGBTQ+といっても、もちろん一人ひとり違う多様な存在です。カミングアウト (自分がLGBTQ+であると周りに伝えること) を「したい・したくない」「できる・できない」の度合いは一人ひとり違いますが、アライがいることで、そこがカミングアウトをしてもしなくても安心して自分らしくいられる場所になります。地域、家庭、学校や職場にアライがたくさんいる、みんなが安心して暮らせるまちを目指していきましょう。

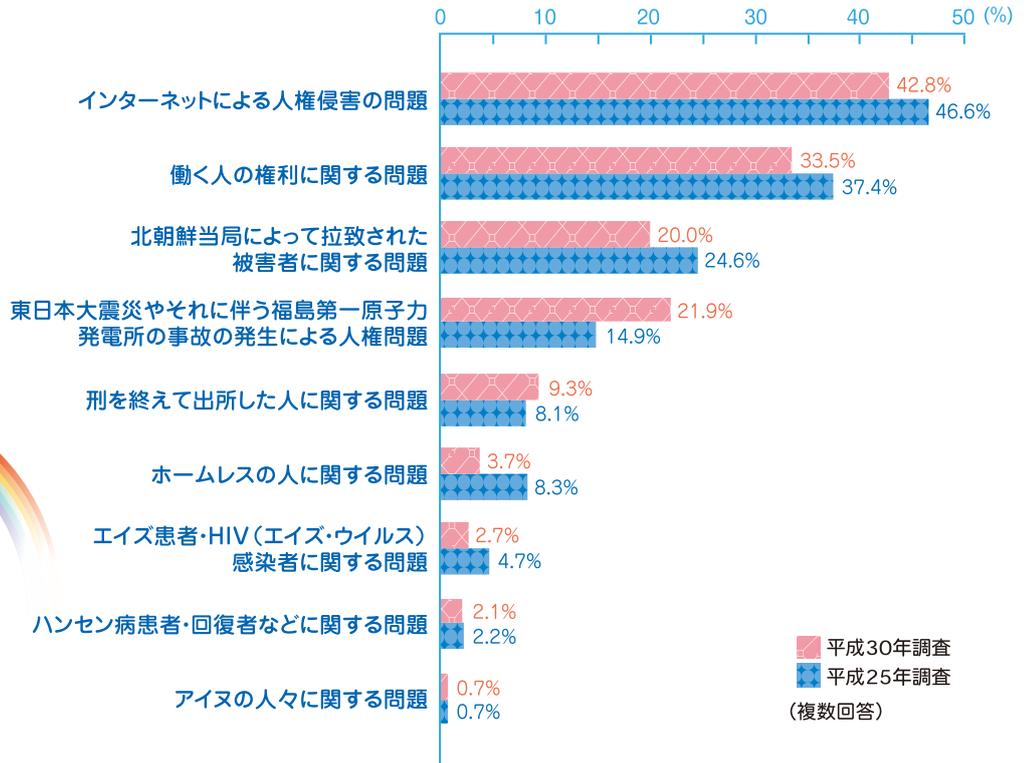


# やさしい社会を明石から

社会の変化によって、これからも新たな人権問題が生まれ、明らかになったりする可能性があります。さまざまな課題についても考えてみましょう。

## 特に関心のある人権問題（複数回答）

参考資料：平成30年3月「人権に関する県民意識調査結果報告書」兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会



### ネット社会と人権

インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、匿名による書き込みが可能なことを悪用して、個人の名誉を傷つけたり、差別的表現を書き込んだりする人権問題が起きています。インターネットを利用する際のルールやマナーについての正しい理解を深めていくことが必要です。

### アイヌの人々の人権

アイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。2019年4月「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が国会で成立しました。2020年7月、北海道白老の湖畔には、先住民族アイヌの歴史と今を紹介する国立アイヌ民族博物館を含む、アイヌ文化復興・発展のための拠点となるナショナルセンター「ウポポイ(民族共生象徴空間)」が誕生しました。アイヌの人々に対する理解と認識を深める機会が増えています。

### 北朝鮮による拉致問題

拉致問題の解決のため、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されています。この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。



## HIV感染者やハンセン病患者等の人権

エイズウィルス(HIV)やハンセン病等の感染症に対する正しい知識と理解が十分でないため、患者・回復者等が日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシーの侵害等を受ける問題が起きています。新型インフルエンザやエボラ熱出血等、新たな感染症の発生時に、同じような差別や人権侵害につながらないようにするためにも、正しい知識と理解が必要です。

## 東日本大震災に起因する偏見や差別の問題

「放射能がうつる」というような風評等によって、被災者に対する差別やいじめ等の人権問題や、安全が確認された生産物が買い控えられるなどの被害がありました。一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。

## 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見により、就職差別や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。2018年度、明石市は「明石市更生支援及び再犯防止に関する条例」を制定しました。刑を終えて出所した人たちが円滑な社会生活を営むためには、地域社会の理解と協力が必要です。

## ホームレスなど生活困難者の人権

生活困難者の自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。生活困難者に対する偏見や差別の解消のため、地域社会の理解と協力が必要です。

## 犯罪被害者やその家族の人権

犯罪被害者とその家族は、犯罪による直接被害にとどまらず、偏見による中傷やプライバシーの侵害等の二次的被害に苦しんでいます。犯罪被害者とその家族の人権に配慮するとともに、関係機関等が行う支援に協力することが必要です。

## ひきこもりの人とその家族への支援

### 「ひきこもり」とは

「様々な要因の結果として社会参加を回避し、原則的には6か月以上、概ね家庭にとどまり続けている状態」と定義されています。

内閣府の調査では、15～64歳のひきこもり状態にある人は全国で115.4万人と報告されています。これを明石市の人口にあてはめると、約2,700人がひきこもっていると推計されます。

### 正しい理解が必要です

ひきこもりは、様々な要因から抱えた多くのストレスに対処しようとした結果、こころのエネルギーが低下し、自信を失った時に生じます。エネルギーの回復のために、ひきこもり、こころを休めている状態です。誰でも、どんな家庭にも起こる可能性があり、特別なことではありません。

### どう関わればいいのか？

ご本人、ご家族は、ひきこもりへの罪悪感や、周囲からどう思われるのか不安に思い、なかなか相談できずに孤立している人が多く見られます。こころのエネルギーの回復には、長い時間が必要です。まずは、近隣の身近な人がしんどさに気づき、声を掛け、悩みに耳を傾けてください。誰かと繋がることで、元気を取り戻すきっかけとなります。

ひきこもり専門相談ダイヤル：TEL 918-5669  
FAX 918-5440

WEB相談

明石市 ひきこもり相談

検索



スマホ・携帯は  
こちらからでも





## みんなで「予防」「気配り」「支え合い」

Q 令和3年2月3日現在、日本国内での新型コロナウイルス感染症の感染者は、何例でしょう？

ア.393,836例    イ.259,823例    ウ.200,923例    エ.158,376例

厚生労働省HPより「新型コロナウイルス感染症国内の発生状況（令和3年2月3日現在）」より

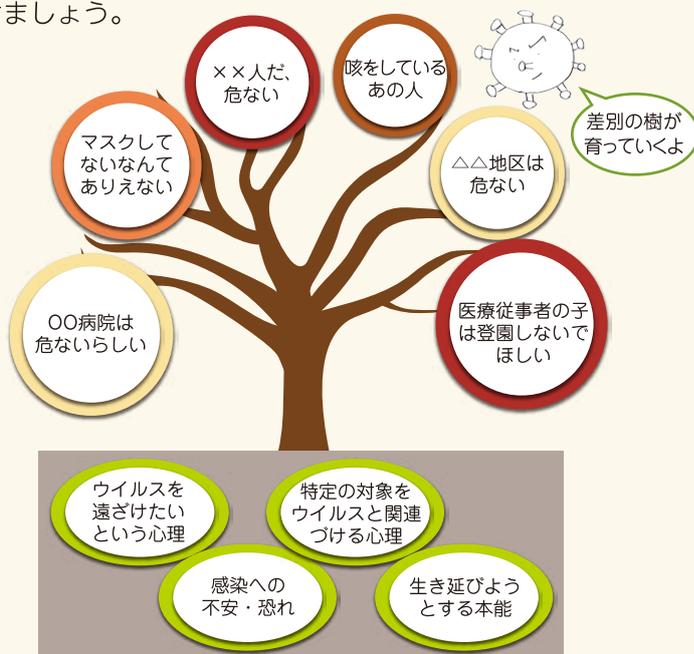
### 新型コロナウイルスを正しく知ろう

コロナ差別とは、新型コロナウイルス感染症に起因する差別のことです。日本赤十字社もこの感染症の怖さは、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が一層の病気の拡散につながると訴えています。恐れる対象は「ウイルス」であって、「人」ではありません。冷静に立ち止まり「差別の樹」を育てないように気を付けましょう。

特定の人・地域・職業などに対して「危険」「ばい菌」といったレッテルを貼る心理によって差別や偏見は起こります。

#### 【具体例】

- ・感染者への誹謗中傷
- ・SNS等のネット上へのさらし行為
- ・医療従事者に対する、タクシー乗車拒否
- ・医療従事者家族への、出勤・登園拒否等
- ・感染者数の多い地域の車への悪質行為
- ・特定国の外国人への誹謗中傷



日本赤十字社「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」より引用

新型コロナウイルス感染症が急拡大する中、感染者を受け入れ、救命の最前線で働いてくださっている医療従事者への差別が後を絶ちません。「人のために自分ができることは何か」を考え、感染した人をせめるのではなく、温かく受け入れることができる地域社会を作っていきましょう。

### ●コロナ差別を広げないために、ヘルス・リテラシーの「か・ち・も・ない」に気を付けて、冷静に行動しましょう。

- 「か」：書いたのは誰か、発信しているのは誰か？ → 信頼できる専門家または組織か、個人ならあやしいかも。
- 「ち」：違う情報と比べたか。 → 他の多くの情報とは全く違うかも。
- 「も」：元ネタ（根拠）は何か。 → 引用文献がなければ勝手に言っているだけかも。
- 「な」：何のための情報か。 → 商業目的でしかないかも。
- 「い」：いつの情報か。 → 古くて現在では違うかも。

「聖路加国際大学大学院の中山和弘教授提案」 参考：「ヘルスリテラシー 健康を決める力」HPより



# あなたのくらしをサポートします

この冊子にある電話番号で市外局番の記載のないものは 078 です

	明石市	電話番号	兵庫県等	電話番号
女性	男女共同参画課	☎918-5613 FAX918-5617	兵庫県女性家庭センター	☎732-7700 FAX736-4566
	女性のための相談室	☎918-5611 FAX918-5618	(配偶者暴力相談支援センター)	
	児童福祉課	☎918-5027 FAX918-5196	兵庫県立男女共同参画センター・イーブン	FAX360-8558
	明石市配偶者暴力相談支援センター	☎918-5186	電話相談	☎360-8551
			面接相談(要予約)	☎360-8554
			女性の人権ホットライン(全国共通)	☎0570-070-810 FAX912-5512
			兵庫県警察本部 ストーカー・DV相談電話	☎371-7830
子ども	子育て支援課	☎918-5597 FAX918-6191	兵庫県中央こども家庭センター	
	あかし子育て相談ダイヤル	☎926-2525 FAX926-2424	子どもの保護や専門性の高い相談	☎923-9966 FAX924-0033
		soudan24@akashi-kosodate.jp	児童虐待防止 24時間ホットライン	☎921-9119
	あかし子育て相談室	☎918-5610 FAX918-6191	視覚に障害のある方のため、	FAX924-0033
	あかし子育てナビあかし子育て相談で検索		音声認識ガイドシステムを設営しています。	
	こども育成室(利用担当)	☎918-5093 FAX918-5650	ひょうごっ子(いじめ・体罰・子ども安全)相談24時間ホットライン	☎0120-0-78310
	児童福祉課	☎918-5027 FAX918-5196	ひょうごっ子SNS悩み相談	
	学校教育課	☎918-5055 FAX918-5111	(相談時間)17:00~21:00(相談受付は20:30まで)	
	児童生徒支援課	☎918-5096 FAX918-5135	(学校連絡機能)学校へ知らせる窓口は、24時間受付しています。	
	相談専用:青少年育成センター	☎918-5410 FAX918-5135	子どもの人権110番(全国共通)	☎0120-007-110
	明石市ファミリーサポートセンター	☎915-1277 FAX915-1288		FAX912-5512
		akashifamisapo@kobe.coop.or.jp	兵庫県警察本部 少年相談室ヤングトーク	☎0120-786-109
	市民相談室(いじめ・体罰総合相談窓口)	☎918-5253 FAX918-5102		FAX351-7829
あかし里親センター	☎935-9720 FAX935-9721	児童相談所虐待対応ダイヤル	189	
明石こどもセンター	☎918-5097 FAX918-5128			
児童虐待の通告	☎918-5726			
高齢者	高齢者総合支援室(高年福祉担当)	☎918-5288 FAX918-5106	兵庫県民総合相談センター	☎360-8477 FAX741-7707
	地域総合支援センターあさぎり・おおくら	☎915-0091 FAX915-0092	(認知症・高齢者相談)	
	地域総合支援センターきんじょう・きぬがわ	☎915-2631 FAX915-2632	兵庫県社会福祉協議会	☎(代表)242-4633 FAX242-4153
	地域総合支援センターにしあかし	☎924-9113 FAX925-2799	兵庫高齢者・障害者権利擁護センター	☎230-9290
	地域総合支援センターおおくぼ	☎934-8986 FAX934-8987		FAX242-7947
	地域総合支援センターうおずみ	☎948-5081 FAX948-5082		
	地域総合支援センターふたみ	☎945-3170 FAX945-3171		
	(夜間・休日緊急)	☎924-4567		
認知症総合相談ダイヤル(若年性認知症含むひまわりケアサロン)	☎926-2200			
(ひまわりケアサロン)	FAX924-9109			
障害のある人	障害福祉課	☎918-1344 FAX918-5244	兵庫県身体障害者福祉協会	
	発達支援センター	☎945-0290 FAX945-0291	障害者ほっとライン	☎230-9545 FAX230-9553
	明石市障害者就労・生活支援センター「あくと」	☎915-0621 FAX915-0623	兵庫県立特別支援教育センター	☎222-3604 FAX222-3604
	明石市基幹相談支援センター「ほっと」	☎924-9155 FAX924-9134	兵庫県立身体障害者更生相談所	☎927-2727 FAX927-2745
	(兼障がい者虐待防止センター)虐待通報	☎924-9156	Shinshousoudan@pref.hyogo.lg.jp	
		FAX924-9134	兵庫県立知的障害者更生相談所	☎242-0737 FAX242-0736
			Chitekishougaisoudan@pref.hyogo.lg.jp	
		兵庫県社会福祉協議会	☎(代表)242-4633 FAX242-4153	

## ●ヘルプマーク

内部障害や難病、認知症や妊娠初期の人など、支援や配慮を必要としている人が、そのことを周囲に知らせるためのマークです。

支援や配慮を必要としている人なら誰でも利用できます。

入手方法：明石市障害福祉課にお問い合わせください。

(☎918-5142 FAX 918-5048)



## ●介護中マーク

トイレや駅などでの介護等、介護中をさりげなく周囲にわかってもらうためのマークです。介護する人が身につけます。

入手方法：明石市地域総合支援担当

にお問い合わせください。

(☎918-5289 FAX 918-5049)





# あなたのくらしをサポートします

この冊子にある電話番号で市外局番の記載のないものは 078 です

	明石市	電話番号	兵庫県等	電話番号
<b>同和</b>	人権推進課	☎918-5058 FAX918-5131	神戸地方務局明石支局	☎912-5511 FAX912-5512
<b>外国人</b>	市民課 (外国語版パンフレットなどの提供)	☎918-5079 FAX918-5138	外国人権相談ダイヤル(全国共通) (対応言語: 英語、中国語、韓国語、 フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語)	☎0570-090-911 FAX912-5512
	学校教育課 (外国人生徒の学校生活への適応支援)	☎918-5055 FAX918-5111	県教委子ども多文化共生センター	☎0797-35-4537 FAX0797-35-4538 <a href="https://www.tabunka-hyogo.org">https://www.tabunka-hyogo.org</a>
	明石観光協会 (観光パンフレットの問い合わせ)	☎918-5080 FAX911-0579	兵庫県国際交流協会外国人県民インフォメーションセンター	☎382-2052 FAX382-2012
	明石文化国際創生財団 (在住外国人の日本語学習の支援)	☎918-5085 FAX918-5121	(対応言語: 英語、中国語、スペイン語、 ポルトガル語など11言語)	
<b>多様な人権</b>	健康推進課(自殺予防)	☎918-5657 FAX918-5440	みんなの人権110番(全国共通)	☎0570-003-110
	保健予防課(エイズ相談)	☎918-5421 FAX918-5441	法務省インターネット人権相談受付窓口で検索	FAX912-5512
	市民相談室 (人権相談・法律相談・交通事故相談など)	☎918-5002 FAX918-5102	神戸いのちの電話(自殺予防)	☎371-4343 FAX371-4355
	コミュニティ・生涯学習課 (自治会活動など)	☎918-5004 FAX918-5131	インターネットでも受付(要会員登録)	
	生活福祉課 (生活保護など)	☎918-5028 FAX918-5406	兵庫県いのちと心のサポートダイヤル(夜間・休日)	☎382-3566 FAX360-2898
	住宅課 (公営住宅のバリアフリー化)	☎918-5044 FAX918-5109	兵庫県民総合相談センター	☎0120-16-7830
	高齢者総合支援室 (住宅のバリアフリー化)	☎918-5288 FAX918-5106	さわやか県民相談	☎0120-26-7830
	あかし消費生活センター (消費生活相談窓口)	☎912-0999 FAX918-5616	日本司法支援センター法テラス (法的トラブル)	☎0570-078-374
	明石市社会福祉協議会	☎924-9105 FAX924-9109	※メールフォームでも相談できます。「法テラス」公式サイトより	
	相談支援課	☎918-5669 FAX918-5440	県立消費生活総合センター(消費生活相談窓口)	☎303-0999
	明石にじいる相談 (性の多様性について) sogie@city.akashi.lg.jp	☎918-5276 FAX918-5294	兵庫県警察サイバーセキュリティ・捜査高度化センター (代表)	☎341-7441
	無戸籍者のための相談窓口	☎918-5002 FAX918-5102	警察庁インターネット安全・安心相談 <a href="https://www.npa.go.jp/cybersafety/">https://www.npa.go.jp/cybersafety/</a>	
		インターネットホットライン連絡協議会 <a href="https://www.iajapan.org/hotline/">https://www.iajapan.org/hotline/</a>		
		兵庫労働局総合労働相談コーナー	☎367-0850	
		インターネット人権相談 受付窓口 <a href="https://www.jinken.go.jp">https://www.jinken.go.jp</a>	☎0570-003-110 FAX912-5512	
		ひょうご被害者支援センター	☎367-7833 FAX362-7787	

## クイズの答え

●女性……ア

●子ども……イ

【参考】

教育のこと37.7%

叱り方や接し方(しつけ含む) 51.6%

子育ての経済的負担12.0%

親同士のつきあい15.3%

※複数回答

●高齢者……エ

●障害のある人……イ

ア. は「介助犬」、ウ. は「聴導犬」の説明です。

「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のことを「補助犬」といいます。

●同和問題……ア (約50%)

●外国人……ア. ベトナム イ. フィリピン ウ. インド  
エ. ブラジル

●LGBTQ+……ウ

●コロナ……ア

## 明石市人権施策推進方針啓発冊子 みんなのしあわせのために 第47集

編集／明石市人権推進課 TEL 918-5058 FAX 918-5131

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 ☒jinken@city.akashi.lg.jp

発行／2021年3月